

平成28年2月徳島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

1 徳島県後期高齢者医療広域連合告示第1号

平成28年2月徳島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を次のとおり招集する。

平成28年2月2日

徳島県後期高齢者医療広域連合長 原 秀 樹

(1) 期日 平成28年2月17日

(2) 場所 徳島市川内町平石若松78番地1 徳島県国保会館3階 研修室

2 平成28年2月17日(水)午後1時30分開会

3 出席議員は、次のとおりである。

1番 岡 孝 治	2番 武 知 浩 之
4番 井 村 保 裕	5番 久 米 良 久
6番 川真田 哲 哉	7番 木 村 松 雄
8番 藤 原 英 雄	9番 大 浦 忠 司
11番 花 本 靖	12番 岩 城 福 治
13番 梶 野 利 男	14番 後 藤 正 和
15番 坂 口 博 文	16番 影 治 信 良
17番 福 井 雅 彦	18番 前 田 惠
19番 佐 藤 道 昭	20番 中 勝
22番 玉 井 孝 治	23番 鈴 木 幸 三
24番 小 坂 重 夫	25番 横 関 道 恵

4 欠席議員は、次のとおりである。

3番 泉 理 彦 10番 中 田 丑五郎

5 説明のため出席した者の職氏名は、次のとおりである。

広域連合長	原 秀 樹	副広域連合長	野 崎 國 勝
副広域連合長	石 川 智 能	監査委員	浜 渕 一 男
事務局長	大 森 茂	総務課長	芝 田 正 志
事業課長	増 井 昌 己	事業課主査兼係長	仁 木 陽 子
事業課主査兼係長	石 本 英 治	事業課係長	野 崎 智 和

6 職務のため出席した職員の職氏名は、次のとおりである。

総務課課長補佐 北 村 俊 弘 総務課主査兼係長 浜 孝 至

7 議事日程(第1号)

第1 会議録署名議員の指名について

第2 会期の決定について

- 第3 新たに選出された議員の議席の指定について
- 第4 同意第1号 徳島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について
- 第5 議案第1号 平成28年度徳島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について
- 議案第2号 平成28年度徳島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第3号 徳島県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 議案第4号 徳島県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 議案第5号 徳島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第6号 徳島県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部改正について
- 議案第7号 徳島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正について
- 議案第8号 徳島県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部改正について
- 議案第9号 徳島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 議案第10号 徳島県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について
- 第6 同意第2号 徳島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について

8 会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 新たに選出された議員の議席の指定について
- 日程第4 同意第1号
- 日程第5 議案第1号から議案第10号まで
- 日程第6 同意第2号
- 日程追加 副議長の辞職許可について
- 日程追加 副議長の選挙について

(午後1時30分開会)

○議長（岡孝治君）

ただいまから、平成28年2月徳島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

広域連合長から、招集の御挨拶があります。

○議長（岡孝治君）

連合長

○広域連合長（原秀樹君）

平成28年2月定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、徳島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

後期高齢者医療制度につきましては、創設から8年が経過いたしました。今後におきましても、より一層、高齢者の皆様に安心していただける医療制度として、運営を行って参りたいと考えております。

さて、後期高齢者医療制度に関する国の動向でございますが、昨年、持続可能な医療保険制度を構築するため、財政基盤の安定化や負担の公平化等の措置を講ずることが示されまして、後期高齢者支援金に対する全面総報酬割の導入をはじめ、保険料を軽減する特例措置を段階的に縮小し、平成29年度から原則的に本則に戻すこと等が決定をいたしております。

次に、御承知のとおり、本年1月からマイナンバー制度の利用が、医療や年金等社会保障、税及び災害対策の分野で始まっておりまして、後期高齢者医療関係の申請書等におきましてもマイナンバーの記入を行っていただいております。マイナンバー制度に関しましては、昨年に発生いたしました年金や健康保険の個人情報流出事案を受けまして、マイナンバー制度の安全管理への関心が非常に高まっております。当広域連合では、不正プログラム対策や不正アクセス対策等の情報セキュリティに係る意識の向上を図っておりますが、より一層の安全管理対策が重要になるかと思っております。

今後、住民の利便性の向上や業務の効率化を図るため、平成29年7月を目途に地方公共団体や医療保険者等との情報連携が予定されているところでございますが、情報のセキュリティ面を含めまして、業務対応等をしっかり進め、高齢者医療制度の着実な運営を行って参りたいと考えておりますので、議員の皆様方の御協力を賜りますよう、お願いを申し上げます。

なお、今定例会には、平成28年度、平成29年度の保険料率等を改定する条例議案や予算議案等10件、さらに監査委員及び副広域連合長の選任同意2件の、計12議案を提出いたしております。詳細につきましては、後ほど事務局長から御説明申し上げますので、十分御審議を賜りますようお願い申し上げます。招集の御挨拶といたします。

○議長（岡孝治君）

それでは、これより、本日の会議を開きます。日程に先立ち、諸般の報告を申し上げます。

す。

まず、議員の辞職について御報告申し上げます。阿南市選出の横田守弘議員が、閉会中に辞職をされております。ここに、改めまして、辞職されました横田守弘議員の御尽力に対しまして心から感謝を申し上げ、御報告とさせていただきます。

次に、このほど阿南市議会議長、佐那河内村議会議長、石井町議会議長及び上板町議会議長から、広域連合議会議員選出の通知があり、これを受理しております。

次に、監査委員から、昨年8月から本年1月までに実施した例月出納検査及び定期監査の結果について、議長宛てに、報告書が提出されております。以上、御報告を申し上げます。

次に、本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりでございます。

○議長（岡孝治君）

なお、本日の会議に欠席の届出がありました方は、3番泉理彦君、10番中田丑五郎君、以上でございます。

○議長（岡孝治君）

それでは、日程第1会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により、6番川真田哲哉君、14番後藤正和君のお二人を指名いたします。

○議長（岡孝治君）

次に、日程第2会期の決定についてを議題といたします。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岡孝治君）

御異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日間と決定をいたしました。

○議長（岡孝治君）

次に、日程第3新たに選出された議員の議席の指定を行います。

なお、この度、本広域連合議会議員に選出されました方々は、阿南市から久米良久君、佐那河内村から岩城福治君、上板町から鈴木幸三君、以上の方々でございます。

新たに選出された議員の議席につきましては、会議規則第4条の規定により、ただいま、御着席のとおり指定をいたします。

○議長（岡孝治君）

次に、日程第4同意第1号徳島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任についてを、議題といたします。提出者の説明を求めます。

○議長（岡孝治君）
連合長

○広域連合長（原秀樹君）

ただいま、御提案いたしました徳島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について、御説明を申し上げます。本案は、徳島県後期高齢者医療広域連合規約第11条第1項及び第12条第5項の規定に基づき、徳島県町村会会長、石川智能氏の副広域連合長への選任について、御同意をお願いするものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（岡孝治君）

お諮りをいたします。本案につきましては、成規の手続を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岡孝治君）

御異議なしと認めます。よって、本案につきましては、成規の手続を省略し、直ちに採決することに決定をいたしました。

お諮りいたします。本案については、原案のとおり同意することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岡孝治君）

御異議なしと認めます。よって、同意第1号徳島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任については、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

○議長（岡孝治君）

ここで、ただいま選任されました、副広域連合長の出席を求めることにいたします。

（副広域連合長石川智能君入場）

○議長（岡孝治君）

副広域連合長から、御挨拶がございます。

○議長（岡孝治君）

石川智能君

○副広域連合長（石川智能君）

藍住町長の石川でございます。ただいまは、副広域連合長の選任に御同意をいただきまして、誠にありがとうございます。原広域連合長とともに、今後とも国の動向に注視いたしながら、県内市町村との連携強化を図り、現行制度の円滑かつ効率的な運営に努めてまいり所存でございます。議員の皆様方におかれましては、なお一層の御指導、御協力をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げまして、就任の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

(拍手)

○議長（岡孝治君）

それでは、次に、日程第5議案第1号平成28年度徳島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について、議案第2号平成28年度徳島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について、議案第3号徳島県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、議案第4号徳島県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について、議案第5号徳島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第6号徳島県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部改正について、議案第7号徳島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正について、議案第8号徳島県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部改正について、議案第9号徳島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、議案第10号徳島県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正についてを議題といたします。以上10件の提案理由について、事務局の説明を求めます。

○議長（岡孝治君）

事務局長

○事務局長（大森茂君）

議案第1号から議案第10号までを、順次、御説明させていただきます。恐れ入りますが、お手元の資料②の予算議案の3ページをお願いいたします。議案第1号平成28年度徳島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について、お諮りするものでございます。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億4,194万2,000円と定めるものであります。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるものでございます。

4ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算のうち、歳入につきましては、款1分担金及び負担金、項1負担金1億4,179万4,000円、款2国庫支出金、項1国庫補助金14万円、款3財産収入、項1財産運用収入6,000円、款4繰入金、項1基金繰入金1,000円、款5諸収入、項1雑入1,000円、歳入合計1億4,194万2,000円となっております。

5ページをお願いいたします。歳出につきましては、款1議会費、項1議会費94万3,000円、款2総務費、項1総務管理費1億3,877万円、同じく項2監査委員費22万2,000円、款3諸支出金、項1基金費7,000円、款4予備費、項1予備費20

0万円、歳出合計1億4,194万2,000円となっております。予算の詳細につきましては、先日の全員協議会で御説明させていただいたとおりでございます。

次に、9ページをお願いいたします。議案第2号平成28年度徳島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について、お諮りするものでございます。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,200億7,454万8,000円と定めるものであります。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるものでございます。一時借入金は、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20億円と定めるものであります。歳出予算の流用は、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、医療給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間で流用するときとするものでございます。

10ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算のうち、歳入につきましては、款1市町村支出金、項1市町村負担金197億2,879万9,000円、款2国庫支出金、項1国庫負担金291億7,377万4,000円、同じく項2国庫補助金125億5,927万6,000円、款3県支出金、項1県負担金100億1,098万9,000円、同じく項2県財政安定化基金支出金1億5,100万円、款4支払基金交付金、項1支払基金交付金481億8,271万1,000円、款5特別高額医療費共同事業交付金、項1特別高額医療費共同事業交付金2,380万8,000円、款6財産収入、項1財産運用収入77万6,000円、款7繰入金、項1基金繰入金1,013万7,000円、款8繰越金、項1繰越金3,000万円、款9諸収入、項1延滞金、加算金及び過料11万9,000円、同じく項2預金利子295万8,000円、同じく項3雑入2億20万1,000円、歳入合計1,200億7,454万8,000円となっております。

12ページをお願いいたします。歳出につきましては、款1総務費、項1総務管理費2億9,523万4,000円、款2医療給付費、項1療養諸費1,139億4,374万6,000円、同じく項2高額療養諸費52億5,784万6,000円、同じく項3その他医療給付費1億6,400万円、款3県財政安定化基金拠出金、項1県財政安定化基金拠出金5,124万3,000円、款4特別高額医療費共同事業拠出金、項1特別高額医療費共同事業拠出金2,299万3,000円、款5保健事業費、項1健康保持増進事業費8,853万2,000円、款6基金積立金、項1基金積立金1億9,469万5,000円、款7公債費、項1公債費345万9,000円、款8諸支出金、項1償還金及び還付加算金2,280万円、款9予備費、項1予備費3,000万円、歳出合計1,200億7,454万8,000円となっております。なお、予算の詳細につきましては、先日の全員協議会で御説明させていただいたとおりでございます。

続きまして、条例議案について御説明させていただきます。条例議案につきましては、資料⑤の条例議案概要説明書で御説明いたします。資料⑤の1ページをお願いいたします。議案第3号徳島県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、お諮りするものでございます。改正の趣旨でございますが、地方公務員法等の改正に伴い、広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例について、所要の改正を行うものでございます。改正の概要でございますが、地方公務員法等の一部改正により、本条例において引用している条項に変更及び字句の追加が生じるため、これを改正するものでございます。施行期日につきましては、平成28年4月1日とするものでございます。

次に、5ページをお願いいたします。議案第4号徳島県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について、お諮りするものでございます。改正の趣旨でございますが、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、現行条例について、所要の改正を行うものでございます。改正の概要でございますが、一元化法の施行により、共済年金が

厚生年金に統合されることに伴い、旧共済組合員期間を有する者が一元化法の施行日以後に新規裁定される場合は、原則として厚生年金が支給されることとなるため、必要な改正を行うものでございます。施行期日につきましては、公布の日から施行し、平成27年10月1日から適用するものでございます。

次に、14ページをお願いいたします。議案第5号徳島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部改正について、お諮りするものでございます。改正の趣旨でございますが、人事院勧告に基づき、国家公務員の給与の改定が行われたことに伴い、広域連合職員の給与について所要の改正を行うとともに、地方公務員法及び行政不服審査法の改正により、根拠規定の条項を改正するものでございます。改正の概要でございますが、第1条において、勤勉手当の改正として、職員及び再任用職員への支給割合を、それぞれ100分の85及び100分の40とするものでございます。また、第2条において、地方公務員法及び行政不服審査法の改正により、本条例において引用している条項に変更が生じるため、これを改正するとともに、勤勉手当の改正として、職員及び再任用職員への支給割合を、それぞれ100分の80及び100分の37.5とするものでございます。施行期日につきましては、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成28年4月1日から施行するものでございます。

次に、18ページをお願いいたします。議案第6号徳島県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部改正について、お諮りするものでございます。改正の趣旨でございますが、行政不服審査法の改正に伴い、広域連合情報公開条例について、所要の改正を行うものでございます。改正の概要でございますが、現行条例に改正行政不服審査法第9条等を適用しない旨の規定を設け、審理員を置くことなどを定めた同法の条項を適用除外とするほか、不服申立ての手続については、実施機関により区分されていた異議申立て等を審査請求に一元化するものでございます。施行期日につきましては、平成28年4月1日からとするものでございます。

次に、22ページをお願いいたします。議案第7号徳島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正について、お諮りするものでございます。改正の趣旨でございますが、行政不服審査法の改正に伴い、広域連合個人情報保護条例について、所要の改正を行うものでございます。改正の概要でございますが、先ほど御説明させていただきました議案第6号広域連合情報公開条例の改正と同じで、本条例に改正行政不服審査法第9条等を適用しない旨の規定を設け、審理員を置くことなどを定めた同法の条項を適用除外とするほか、不服申立ての手続については、実施機関により区分されていた異議申立て等を審査請求に一元化するものでございます。施行期日につきましては、平成28年4月1日からとするものでございます。

次に、28ページをお願いいたします。議案第8号徳島県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部改正について、お諮りするものでございます。改正の趣旨でございますが、行政不服審査法の改正に伴い、広域連合情報公開・個人情報保護審査会設置条例について、所要の改正を行うものでございます。改正の概要でございますが、行政不服審査法の改正に伴う、当広域連合の情報公開条例及び個人情報保護条例の改正により、本条例の条項を整備するものでございます。施行期日につきましては、平成28年4月1日からとするものでございます。

次に、30ページをお願いいたします。議案第9号徳島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、お諮りするものでございます。改正の趣旨でございますが、平成28年度及び平成29年度の保険料率の改定並びに被保険者均等割保険料の軽減対象の拡充のため、所要の改正を行うものでございます。改正の概要でございますが、保険料率の改定につきましては、平成28年度及び平成29年度の所得割率を10.98%、被保険者均等割額を5万2,913円とするものでございます。また、被

保険者均等割保険料の軽減対象の拡充といたしまして、5割軽減について、軽減対象となる所得基準額を26万円から26万5,000円に変更するとともに、2割軽減につきましても、軽減対象となる所得基準額を47万円から48万円に変更するものでございます。施行期日につきましては、平成28年4月1日から施行し、均等割保険料の経過措置として、均等割保険料の軽減対象の規定は、平成28年度以後の年度分の保険料について適用し、平成27年度分までの保険料については、従前の例によるものとするものでございます。

最後に、議案第10号について御説明いたします。33ページをお願いいたします。議案第10号徳島県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について、お諮りするものでございます。改正の趣旨でございますが、地方公務員法等の改正に伴い、広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例について、所要の改正を行うものでございます。改正の概要でございますが、広域連合長への報告事項に、職員の人事評価の状況及び職員の退職管理の状況を追加し、広域連合長への報告事項から、勤務成績の評定の状況を削除するものでございます。施行期日につきましては、平成28年4月1日とするものでございます。

議案の説明については、以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（岡孝治君）

以上で提案理由の説明は終わりました。

○議長（岡孝治君）

これより、質疑及び一般質問に入ります。質疑及び一般質問はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岡孝治君）

質疑及び一般質問は、なしと認め、質疑及び一般質問を終結いたします。

○議長（岡孝治君）

これより、討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岡孝治君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

○議長（岡孝治君）

これより、順次、採決をいたします。なお、採決は、起立によって行います。

○議長（岡孝治君）

お諮りをいたします。まず、議案第1号について、原案どおり可決することに賛成の方は、御起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（岡孝治君）

起立多数であります。よって、議案第1号につきましては、原案どおり可決されました。

○議長（岡孝治君）

次に、議案第2号について、原案どおり可決することに賛成の方は、御起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（岡孝治君）

起立多数であります。よって、議案第2号につきましては、原案どおり可決されました。

○議長（岡孝治君）

次に、議案第3号について、原案どおり可決することに賛成の方は、御起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（岡孝治君）

起立多数であります。よって、議案第3号につきましては、原案どおり可決されました。

○議長（岡孝治君）

次に、議案第4号について、原案どおり可決することに賛成の方は、御起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（岡孝治君）

起立多数であります。よって、議案第4号につきましては、原案どおり可決されました。

○議長（岡孝治君）

次に、議案第5号について、原案どおり可決することに賛成の方は、御起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（岡孝治君）

起立多数であります。よって、議案第5号につきましては、原案どおり可決されました。

○議長（岡孝治君）

次に、議案第6号について、原案どおり可決することに賛成の方は、御起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（岡孝治君）

起立多数であります。よって、議案第6号につきましては、原案どおり可決されました。

○議長（岡孝治君）

次に、議案第7号について、原案どおり可決することに賛成の方は、御起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（岡孝治君）

起立多数であります。よって、議案第7号につきましては、原案どおり可決されました。

○議長（岡孝治君）

次に、議案第8号について、原案どおり可決することに賛成の方は、御起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（岡孝治君）

起立多数であります。よって、議案第8号につきましては、原案どおり可決されました。

○議長（岡孝治君）

次に、議案第9号について、原案どおり可決することに賛成の方は、御起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（岡孝治君）

起立多数であります。よって、議案第9号につきましては、原案どおり可決されました。

○議長（岡孝治君）

次に、議案第10号について、原案どおり可決することに賛成の方は、御起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（岡孝治君）

起立多数であります。よって、議案第10号につきましては、原案どおり可決されました。

○議長（岡孝治君）

次に、日程第6に先立ちまして、この度、監査委員を退職されました藤原英雄君から挨拶の申出がございますので、これを許します。

○議長（岡孝治君）

藤原英雄君

○8番（藤原英雄君）

監査委員を退任するに当たり、一言御挨拶を申し上げます。平成26年8月議会において、皆様方の御同意をいただきまして、監査委員に就任させていただきました。これまで、浜渕代表監査委員をはじめ、皆様方の御協力をいただきながら、1年半の職責を果たすことができました。この経験を生かし、引き続き広域連合議員として、力強くしっかりと取り組んで参りたいと考えておりますので、どうぞ今後ともよろしくお願いをいたします。ありがとうございました。

（拍手）

○議長（岡孝治君）

それでは、次に、日程第6同意第2号徳島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任についてを議題といたします。

（梶野利男君退場）

○議長（岡孝治君）

提出者の説明を求めます。

○議長（岡孝治君）

連合長

○広域連合長（原秀樹君）

ただいま、御提案いたしました徳島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について、御説明を申し上げます。本案は、徳島県後期高齢者医療広域連合規約第17条第2項の規定に基づき、藤原英雄監査委員の後任といたしまして、議会議員のうちから梶野利男氏の選任について、御同意をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（岡孝治君）

お諮りをいたします。本案につきましては、成規の手続を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岡孝治君）

御異議なしと認めます。よって、本案については、成規の手続を省略し、直ちに採決することに決定をいたしました。

お諮りをいたします。本案については、原案のとおり同意することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岡孝治君）

御異議なしと認めます。よって同意第2号徳島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任については、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

（梶野利男君入場）

○議長（岡孝治君）

ただいま、監査委員の選任に同意されました、梶野利男君が議場においでになります。御挨拶の申出がありますので、これを許します。

○議長（岡孝治君）

梶野利男君

○13番（梶野利男君）

石井町の梶野でございます。監査委員選任の御同意をいただきまして、誠にありがとうございました。大変な重責であろうと覚悟いたすとともに、監査の必要性及び重要性を深く認識し、代表監査委員とともに、適正な監査に努めて参りたいと考えております。

今後とも、皆様方の一層の御協力を賜りますよう、心からお願い申し上げまして、監査委員就任の御挨拶とさせていただきます。

（拍手）

（玉井孝治君退場）

○議長（岡孝治君）

この際、日程追加について、お諮りをいたします。副議長玉井孝治君から、副議長の辞職願が提出されておりますので、副議長の辞職許可についてを、日程追加し、議題といたしたいと思います。これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岡孝治君）

御異議なしと認めます。よって、この際、副議長の辞職許可についてを、日程追加し、議題とすることに決定をいたしました。副議長の辞職許可についてを、議題といたします。それでは、まず、その辞職願を事務局長に朗読させます。

○議長（岡孝治君）

事務局長

○事務局長（大森茂君）

朗読いたします。

平成28年2月17日

徳島県後期高齢者医療広域連合議会議長 岡 孝 治 殿
徳島県後期高齢者医療広域連合議会
副議長 玉 井 孝 治
辞 職 願

このたび、一身上の都合により副議長を辞職したいので許可されるようお願い出ます。

以上でございます。

○議長（岡孝治君）

お諮りいたします。玉井孝治君の副議長の辞職を許可することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岡孝治君）

御異議なしと認めます。よって、玉井孝治君の副議長の辞職を許可することに決定をいたしました。

（玉井孝治君入場）

○議長（岡孝治君）

ただいま、副議長を辞職された玉井孝治君から、御挨拶があります。

○議長（岡孝治君）

玉井孝治君

○22番（玉井孝治君）

板野町の玉井孝治でございます。副議長の辞職に当たりまして、一言お礼の御挨拶を申し上げさせていただきたいと思っております。

私は、一昨年、平成26年2月の定例会におきまして、副議長の要職に就かせていただきました。以来、2年間にわたりまして、この副議長の要職を務めさせていただいたことにつきましては、議会議員の皆様方のおかげと厚く感謝とお礼を申し上げます。本当にありがとうございます。

私自身、これから一議員といたしまして、今までの経験等々をいろいろ活用させていただきまして、この後期高齢者医療広域連合議会に、微力ではございますが力を注いで参ろうと考えておりますので、今後とも皆様方の御指導、御鞭撻を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。簡単ではございますが、お礼の御挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございます。

(拍手)

○議長（岡孝治君）

ただいま、副議長が欠員となりました。お諮りをいたします。この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思っております。これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（岡孝治君）

御異議なしと認めます。よって、この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行います。

お諮りをいたします。副議長選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により、行いたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（岡孝治君）

御異議なしと認めます。よって、副議長選挙の方法は、指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において、指名いたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（岡孝治君）

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定をいたしました。

それでは、徳島県後期高齢者医療広域連合議会副議長に坂口博文君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま、指名いたしました坂口博文君を、徳島県後期高齢者医療

広域連合議会副議長の当選人と定めることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（岡孝治君）

御異議なしと認めます。よって、坂口博文君が徳島県後期高齢者医療広域連合議会副議長に当選されました。

○議長（岡孝治君）

ただいま、副議長に当選されました坂口博文君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

副議長に当選されました坂口博文君から御挨拶があります。

○議長（岡孝治君）

坂口博文君

○15番（坂口博文君）

副議長の就任に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

ただいま、皆様方の御支持を賜り、副議長の要職に就かせていただきました、那賀町選出の坂口でございます。微力ではございますが、議長の補佐役として、広域連合議会の円滑な運営が図られますよう、その責務を全うして参りたいと存じております。

今後とも、皆様方の一層の御支援と御協力を賜りますよう、お願いを申し上げます。副議長就任に当たっての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

(拍手)

○議長（岡孝治君）

この際、お諮りをいたします。本定例会において議決されました案件について、その条項、字句、数字その他整理を要するものにつきましては、会議規則第40条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思っております。これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（岡孝治君）

御異議なしと認めます。よって、本定例会において議決された案件について、その条項、字句、数字その他整理を要するものにつきましては、これを議長に委任することに決定をいたしました。

○議長（岡孝治君）

以上をもって、本定例会に付議されました案件は、全て議了いたしました。

○議長（岡孝治君）

閉会前に広域連合長から御挨拶があります。

○議長（岡孝治君）

連合長

○広域連合長（原秀樹君）

閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日の定例会におきましては、副議長の選挙が行われ、就任されました坂口副議長には、心からお喜びを申し上げますとともに、今後とも格別の御協力をお願いする次第でございます。

また、今定例会に御提案いたしました議案等につきまして、御審議を賜り、いずれも原案どおり可決をいただきましたことに厚く御礼申し上げたいと思います。

また、人事案件として、監査委員及び副広域連合長の選任につきましても議員の皆様の御賛同により、お認めをいただきまして、ありがとうございました。

今後も、高齢者の皆様が、不安を持つことなく安心して医療サービスを受けられますよう、安定かつ円滑な制度運営に向けて業務を行って参りたいと考えておりますので、引き続き議員各位の格別の御指導、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。閉会の御挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

（拍手）

○議長（岡孝治君）

それでは、これをもって、平成28年2月徳島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

（午後2時12分閉会）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成28年2月17日

議 長

会議録署名議員

会議録署名議員